

平成19年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について

財政健全化法の健全化判断比率及び資金不足比率について、平成19年度決算を基に算出しましたところ、下表のとおり、いずれの指標も早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っていることをお知らせいたします。

このお知らせは、財政健全化法(地方公共団体の財政の健全化に関する法律)が、平成19年度決算に基づき健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、公表することを義務付けたことによるものです。

【健全化判断比率】

	実質赤字比率 「一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率」	連結実質赤字比率 「全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率」	実質公債費比率 「一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率」	将来負担比率 「一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率」
野々市町	—	—	9.9%	46.0%
早期健全化基準	13.58%	18.58%	25.0%	350%
財政再生基準	20.00%	40.00%	35.0%	
説明	野々市町の本比率は、黒字のため「—」で表示となります。	野々市町の本比率は、黒字のため「—」で表示となります。	野々市町の本比率は、早期健全化基準及び財政再生基準を下回っています。	野々市町の本比率は、早期健全化基準を下回っています。

※平成19年に公表した平成18年度の野々市町の実質公債費比率は13.3%でしたが、財政健全化法の実質公債費比率では都市計画税のうち公債費充当額を控除できるよう計算方法が変更になったことから、新たな計算方法では9.9%となりました。

【資金不足比率】

	資金不足比率 「公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率」
水道事業会計	—
下水道事業特別会計	—
経営健全化基準	20.0%
説明	水道事業会計及び下水道事業特別会計の本比率は、黒字のため「—」で表示となります。